

はじめに

平成26・27年度の岡山市こころの健康センターの所報をお届けします。平成21年4月に開設された当センターにとっては、6年目～7年目の活動報告ということになります。

平成26年は、8年ぶりに改正された精神保健福祉法が施行された年です。精神保健福祉法の平成25年改正は、①精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定、②保護者制度の廃止、③医療保護入院の見直し、④精神医療審査会に関する見直し、の4点がその主な改正点でした。改正当初は、医療保護入院患者に関する新しい退院支援制度である、退院後生活環境相談員や退院支援委員会への期待、新たに定められることになった大臣指針への期待などもあり、また保護者制度が廃止されたにもかかわらず入院時の家族等同意が残されたことへの懸念などもありましたが、改正法が施行されて2年が経過してみると、現場での最大の問題は医療保護入院における市町村長同意の利用が難しくなったことであったのは、やや不思議な感じもします。

さて、岡山市こころの健康センターは開設後6年目に入り、当センターの取り組んでいる精神保健関連事業の4つの柱である「地域移行・地域定着支援」「思春期・ひきこもり支援」「自殺対策」「依存症対策」も少しずつ充実して来ました。地域移行・地域定着支援で関わるケースの数や、ひきこもり地域支援センターで関わるケースの数は、年々増加してきており、関係諸機関のご協力を得て、増加するニーズになんとか応じることができています。依存症対策では、職域のアルコール問題への介入に続いて開始した、アルコール関連健康問題に関するネットワーク事業（いわゆるG・P ネット）が開始後3～4年を経過して、次第にネットワークらしいものに成長して来ました。そして思春期精神保健の領域では、平成23年度から開始した「こころの健康早期支援事業」が5～6年目を迎えて、この2年度も市内の中学校2校で素晴らしい授業を実施していただきました。それぞれの事業の報告書とは違い、所報ではダイジェスト的な報告になりますが、私たちこころの健康センターの活動の概要をお伝えできたら、と思っております。

.....

平成28年3月

岡山市こころの健康センター
所長 太田 順一郎